

## スポーツ用具貸出について

### 1 貸出物品

「スポーツ用具貸出一覧表」のとおり。

### 2 貸出対象

- (1) 県内に住所を有する団体・個人
- (2) 県内で活動(使用)する団体・個人
- (3) 営利目的ではない活動を行う団体・個人

### 3 借用申込

- (1) 原則、借用申込期間は申請月から1か月先までとする。(例)4月申請⇒5月分まで可能。
- (2) 原則、借用希望日の1週間前までに、電話又は運動公園事務所窓口で申し込むこと。

### 4 貸出・返却時間

原則8:30～17:15の間とする。

### 5 貸出期間

原則1週間以内とする。

### 6 貸出料

無償。

### 7 その他

- (1) 返却する際は、最初に借用したときと同じ状態で返却するものとする。
- (2) 用具の使用に際しては、本来の正しい使用方法に従って使用するものとする。万が一、破損・欠損・汚損等があった場合は、必ず報告すること。